

第7章 計画の着実な推進にむけて



「古里」(古賀の魅力再発見コンテスト)

(1) 古賀市環境審議会

古賀市環境審議会は、市長の諮問機関であり、学識経験者、市民、事業者などから構成されます。

古賀市環境審議会は、環境保全に係る諸事項を調査審議するとともに、古賀市の報告に基づく計画目標の達成状況、古賀市の環境に関する施策を点検・評価し改善策を提言します。

(2) ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）

ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）は、人と自然が共生し、持続的に発展することができる「環のまち」の実現のため、多様な主体（市民・ボランティア団体・事業者・行政など）が、集い・活動する、開かれた共働ネットワークです。公募によってメンバーを募集し、計画を推進するための市民、事業者が取り組む活動を検討し、実践促進します。また、市民、事業者などの情報交換の場としての役割も果たし、計画推進のため、施策・事業の提案も行います。

(3) 古賀市環境政策調整委員会

古賀市環境政策調整委員会は、環境施策に関連する部課で構成される組織であり、計画の推進と進行管理を行うとともに、計画の見直し及び新たな環境関連施策の立案及び調整を行います。

また、環境分野全般にわたり、全庁的な事案に関して議論・検討を行い、それに基づいて環境審議会へ報告を行います。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

古賀市は、計画の目標や市が行う環境関連施策の点検・評価、見直し・改善を行うとともに、それらが適切に行われているかのチェックを図 1-31 に示すようなPDCAサイクルで行います。さらに、その結果を古賀市環境審議会が点検・評価することにより、計画の進行管理を行います。

市民や事業者の取り組みの実践状況については、ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）が年間の活動報告会を開催するなど、点検・評価していくための仕組みを検討していきます。

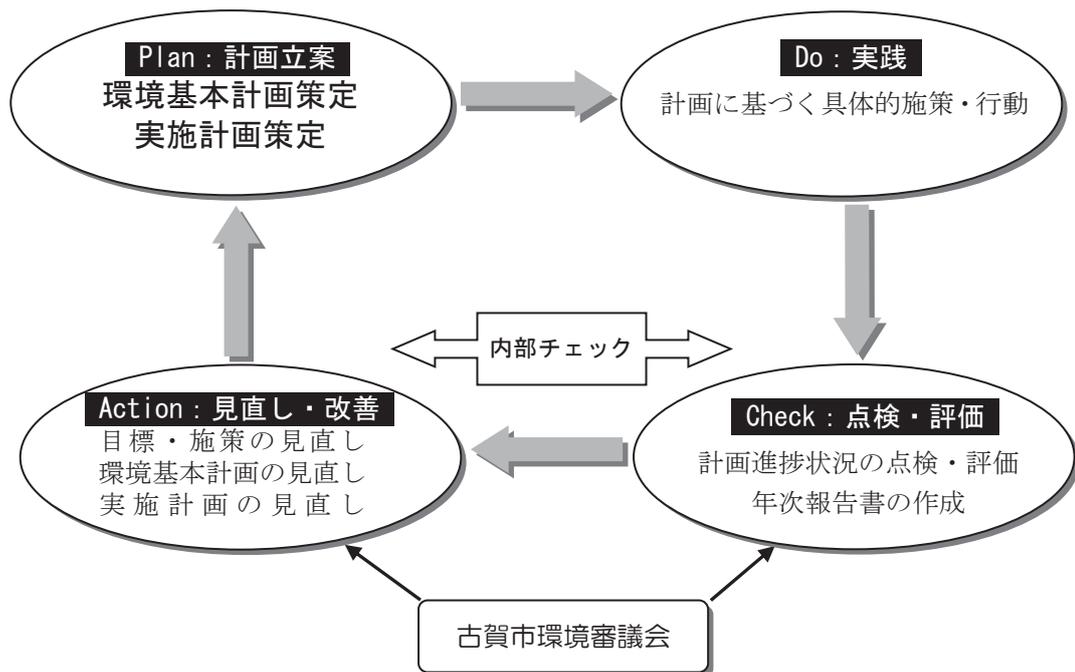


図 1-31 計画の進行管理

(2) 年次報告書の作成・公表

計画の進捗状況や古賀市の環境状況を把握し、課題を明らかにして、今後の取り組みに活かしていくために、年次報告書「古賀市環境報告書」を作成し、公表します。また、ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）の活動についても同様の報告書を作成します。

(3) 実施計画書の作成

年次報告書に掲げられた課題を解決するために取り組む環境関連施策を明らかにした実施計画を作成します。この実施計画は、5年を1期として定め、毎年のローリングにより、見直しを行うものとします。

3 財政措置

計画の進捗状況や地域環境の変化に応じて、本計画に示すさまざまな取り組みを進めるために必要な財政上の措置を適切に行っていきます。